

鳥取市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第18号

### 鳥取市墓地条例の一部を改正する条例

鳥取市墓地条例（昭和46年鳥取市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「祭祀」を「祭祀<sup>し</sup>」に改める。

第11条第1項第5号及び第6号を削る。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

#### （使用権の消滅）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。

- (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

#### （改葬又は墳墓の移転）

第13条 市長は、前条第1号の事由が発生した日から5年を経過したとき、又は同条第2号に該当したときは、焼骨を一定の場所に改葬し、その墳墓及び碑石を移転することができる。

#### （改葬又は移転命令）

第14条 市長は、管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、使用者に対し改葬又は地上物件の移転を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により改葬又は移転を命じようとするときは、前条に規定する場合を除き、あらかじめ使用者に通知し、使用すべき他の墓所を指定しなければならない。

3 市長は、前項に規定する場合は、その費用を補償することができる。

(無縁故者の区画)

第15条 市長は、第2条の墓地内に無縁故者の焼骨を埋蔵する区画を設けることができる。

別表第1第二いなば墓苑の部合葬式墓地以外の項中「100,000円」を「109,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取市墓地条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者について適用し、同日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。